

4 町民意見提出制度手続きマニュアル

4-1 実施の公表

(1) 実施要領の決定

次の事項について決定する。⇒町民意見提出制度実施要領（例）

	事 項	摘 要
1	対象とする案件の内容	
2	周知方法 (規則第6条)	①町の広報誌への掲載②情報を作成した担当部局等、まちづくり情報コーナー及び清水町図書館での閲覧③町のホームページへの掲載④まちの掲示板 (できるだけ) ・新聞等への情報提供、案件に関連する施設等への掲示
3	意見提出方法 (規則第14条第2項)	記録として残せる範囲であれば、できるだけ多様な方法を認める。原則として書面とし、持参、郵送、ファクシミリ・Eメール。録音テープはOK、口頭・電話はNG
4	意見募集期間 (規則第14条第1項)	原則として1ヶ月以上 1ヶ月未満とせざるを得ないときは、その理由も公表する
5	意見提出者の範囲	年齢、居住地等に制限を設けるときは、その理由も公表する
6	意見検討結果の公表予定時期	執行機関内部における決定後すみやかに公表するタイミングとする。
7	町原案及び関連事項	4-2を参照のこと
8	その他必要な事項	4-2を参照のこと

(2) 実施要領の公表

上記により決定した事項を公表する。(別紙参照) ⇒2情報公開マニュアルへ

4-2 町原案等の作成方法

(1) 主な記載事項

○町原案及び関連事項

- ・その案件の決定内容(案)の骨子
- ・案を策定した趣旨、目的、理由
- ・その行政活動の根拠となる法令の規定
- ・案により処理したときに生じる可能性のある町民生活への影響
- ・他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報

○その他必要な事項

- ・その案件についての検討経過、町民意見提出後の処理内容
- ・その案件について行う他の町民参加手続の内容

(2) 主な留意事項

- ・記載内容は、端的かつ明瞭な表現となるよう配慮する。行政用語を使わざるを得ない場合は、適切な解説などをつけるようにする。
- ・町民意見提出制度活用後の大幅な原案変更（町民意見提出制度によるもの以外）は、町民意見提出制度の意義を損なうものであることに注意。従って公表する原案はかかなり完成度を高める必要がある。逆に、町民意見提出制度を活用し示した原案が今後相当変わる特別な要素があるような場合は、その旨を実施要領に明記すること。そのことを明記しなかった場合において、予期せぬ事情などで原案を大幅に変更せざるを得ないようなときは、再度町民意見提出制度を用いることを原則とする。

4-3 町民意見提出制度準備、意見募集、その後のスケジュール

①年度当初に年間スケジュールを広報に掲載（締切り1月下旬、広報掲載3月15日号）

②担当課で計画案、条例案等検討、作成

③条例の場合法規審査委員会

④意見提出制度実施要領作成

⑤20日までに意見提出制度で意見募集する内容を広報係へ提出
（情報統計係、企画グループへ内容を連絡）

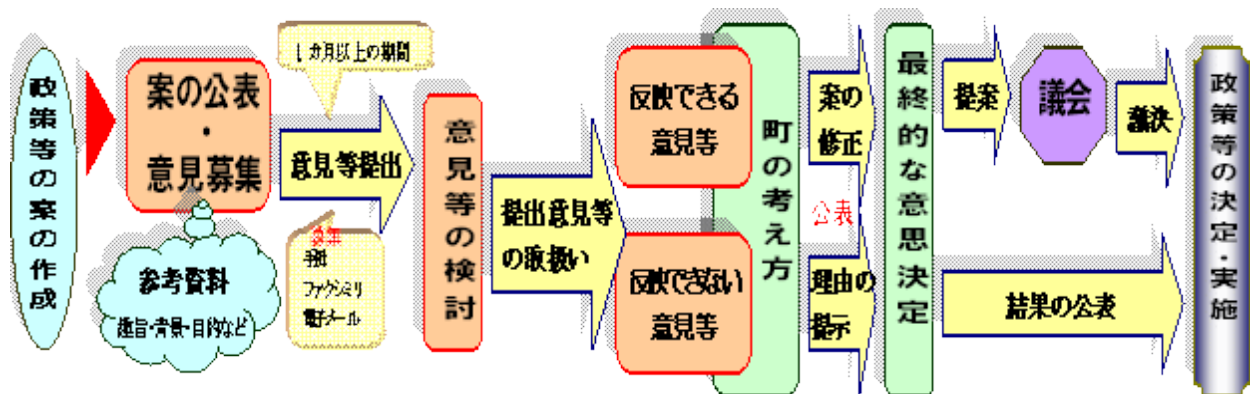
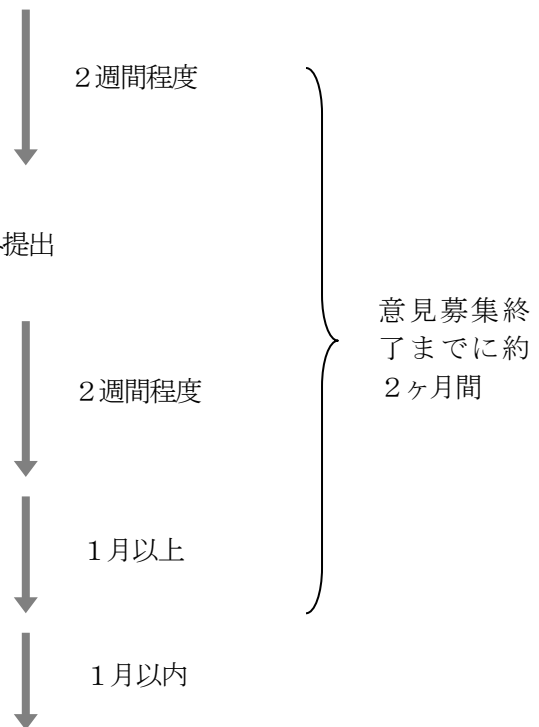
⑥ホームページ、掲示板、マスコミ等可能な限りの手段
で意見募集を住民に周知

⑦15日広報配布、住民周知

⑧周知期間（原則として1月以上）

⑨出された意見等について検討

⑩検討結果の公表（募集期間終了後1月以内）



4-4 町民意見提出制度実施要領の作成（例）

（仮称）清水町寄附条例に係る町民意見提出制度実施要領

1 対象案件

あらかじめ町が示した実施したい複数の政策等（以下「政策メニュー」という。）に対して、町民及び出身者など本町にゆかりのある方、政策メニューに賛同する方が、寄附により清水町のまちづくりに参加し、町は、寄附金を基金により管理運営し、その財源を活用して事業を実施し、個性豊かで活力あるまちづくりを実現する（仮称）清水町寄附条例について意見を募集する。

2 周知方法

①まちづくり情報コーナー ②企画課企画係窓口 ③ホームページ ④文化センター
⑤図書館 ⑥御影支所 ⑦掲示板（概要） ⑧広報しみず

3 意見の提出方法及び提出先

氏名又は団体名、住所（又は所在地）、電話番号、年齢を記載し、文書、ファックス、電子メールのいずれかの方法により企画課企画係または御影支所に提出する。

住所、氏名（または団体名）、電話番号（または連絡先電話番号）が記載されていない意見については無効としますので、記載漏れに注意願います。

4 意見募集期間

平成23年5月15日（金）から平成23年6月16日（月）まで

5 意見提出者の範囲

満18歳以上の方。居住地の制限はなし。

6 提出された意見の取り扱い

（1）提出された意見を総合的かつ多面的に検討し、最終的な意思決定を行います。

（2）意思決定を行ったときには、速やかに次の事項を公表します。

①提出された意見（または概要）

②提出された意見の検討経過及び検討結果並びにその理由

③決定した条例案の内容

（3）意見の公表について、次のとおり取り扱う。

①（仮称）清水町寄附条例の是非のみについての意見については、公表しないことができる。

②類似した意見については、まとめて公表することができる。

7 意見及び検討結果の公表

（1）意見及び検討結果、条例の名称について、平成23年8月15日（金）までに、町ホームページ、広報しみずなどで公表する。

（2）提出のあった意見とそれに対する町の考え方を公表し、個別回答はしない。意見については、提出された方の住所、氏名等の個人情報公表しない。

8 町の（仮称）清水町寄附条例原案及び関連事項

（1）この条例が必要な理由

清水町として実施したい政策メニューを提示し、賛同する方から寄附を募り、新たな形のまちづくりへの参加と財源の確保により、個性豊かな活力あるまちづくりを実現する。

(2) (仮称) 清水町寄附条例原案の概要

①名称

条例にふさわしい名称を併せて公募する。「清水町寄附条例」を仮称として意見募集を行う。

②寄附金の額

1口5千円とする。ただし、町長が認める場合はこの限りではない。

③寄附金の使途の指定等

条例第2条に①第九のまちづくり事業②地球環境・景観の保全事業③花で彩るまちづくり事業④次代を担う子どもたちの健全育成事業の4事業を政策メニューとして提示し、寄附者があらかじめ指定することができる。

④寄附金の管理

寄附者から収受した寄附金を基金に積み立て適正に管理運営する。

⑤基金の処分

条例第2条各号に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、基金の処分をすることができる。処分を行う際には「使途選定委員会」を設置し、意見を徴したうえで町長が決定する。

⑥運営状況の公表

収受した寄附金の状況、基金の運用状況及び処分の状況について、年度ごとに広報紙及び町ホームページ等で公表する。

(3) 道内の町村の状況

北海道内では、平成16年9月にニセコ町が「ふるさとづくり寄附条例」を制定し、その後現在まで15自治体ほどが、寄附条例を制定している。

(仮称) 清水町寄附条例原案内容の②から⑥までは他市町(ニセコ町、新得町など)の寄附条例と同様の規定である。⑤基金の処分の際の「使途選定委員会」については「夕張市まちづくり寄附条例」に同様に規定がある。

9 その他関連事項

この条例案は、今回の町民意見提出制度を用いて寄せられた意見を参考にして検討し、本年9月の定例町議会に提案する予定です。

(5) 意見提出用紙ひな型

「〇〇〇」に対する意見提出用紙

※住 所					
※氏 名 (団体名)		※年齢		※電話番号 (連絡先)	
＜意見記入欄＞					

注 上記のうち「※印の箇所」は必ず記入願います。

意見提出の様式は自由としていますので、この様式の他、任意のもので提出されても結構です。

4-5 町民意見提出制度ホームページ掲載ひな型

(1) テーマの周知・実施結果のひな型

【実施内容】

(町民意見提出制度実施テーマ)	
案件の内容 (概要)	
意見等を募集する期間	
対象事業の案や参考資料 (立案の趣旨・目的・背景等) を閲覧若しくは入手できる場所	
意見等を提出できる方	
意見等の提出方法	
意見等の提出先	
用紙のダウンロード	
検討結果の公表予定時期	
意見等の取り扱い	
担当課・係 (電話)	

【実施結果】

(町民意見提出制度実施テーマ)	
提出された意見等の数	
提出された意見等の概要	
提出された意見等の検討結果 (検討経過・理由)	
決定した内容	

(2) テーマの周知・実施結果の記載例

【実施内容】

(仮称) 清水町寄附条例 (案) について	
町民意見提出制度の対象の条例案の内容 (概要)	<p>清水町として実施したい政策メニューを提示し、賛同する方から寄附を募ることで、新たな形のまちづくりへの参加と財源の確保により、寄附者の意向を反映した事業を推進し、個性豊かな活力あるまちづくりを実現するため、(仮称) 清水町寄附条例を制定したいと考えています。</p> <p>・政策メニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第九のまちづくり事業 ②地球環境・景観の保全事業 ③花で彩るまちづくり事業 ④次代を担う子どもたちの健全育成事業 <p>の4事業を提示し、寄附者はあらかじめ事業を指定して寄附をします。</p>
意見等を募集する期間	平成23年5月15日(木)～平成23年6月16日(月)
寄附条例(案)や参考資料(立案の趣旨・目的・背景等)を閲覧若しくは入手できる場所	<p>次の5箇所で意見提出用紙及び資料(パンフレット)を備え付けています。</p> <p>①役場1階まちづくり情報コーナー②役場2階企画課企画係③文化センター④清水町図書館⑤御影支所</p> <p>※広報しみず5月号、まちづくり情報掲示板に概要を掲載しています。</p>

意見等を提出できる方	満18歳以上の方とします。居住地に制限はありません。
意見等の提出方法	ご意見は氏名又は団体名、住所、電話番号、年齢を記載し、次の方法で提出してください。(意見提出用紙を用意していますが、記載事項を記入いただければ任意の用紙でも可能です。) ① 役場企画課企画係に郵送(封書、はがき等) ② ファックス(0156-62-5116) ③ 電子メール(iken@sun.town.shimizu.hokkaido.jp) ④ 役場企画課企画係又は御影支所に提出
意見等の提出先	清水町役場2階 企画課企画係(電話62-2111) 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地 御影支所(電話63-2111) 〒089-0371 清水町御影東1条5丁目1番地1
用紙のダウンロード	(Word) (pdf)
検討結果の公表予定時期	平成23年8月15日までに町ホームページ、広報しみず等により公表します。 ※提出された方の住所・氏名等個人情報の公表は一切いたしません。
提出された意見の取り扱い	提出のあった意見の概要とそれに対する町の考え方を公表し、個別回答はいたしません。 《説明》 (1) 町は、提出された意見について総合的かつ多面的に検討し、最終的な意思決定を行います。 (2) 町は上記の意思決定を行ったときは、速やかに次の事項を公表します。 ① 提出された意見(または概要) ② 提出された意見の検討経過及び検討結果並びにその理由 ③ 決定した条例案の内容 (3) 町は、意見等の公表について、次のとおり取り扱います。 ① (仮称)清水町寄附条例の是非のみについての意見については、公表しないことができる。 ② 類似した意見については、まとめて公表することができる。
担当課(電話)	企画課企画係(電話0156-62-2114)

【実施結果】

(仮称)清水町寄附条例(案)について	
提出された意見等の数	6名 13件 10項目
提出された意見等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解し納得してもらえるためカタカナ言葉を避けるべき ・ 1口5,000円の指定について ・ 第4条の「町長が認める場合」とは ・ 基金の管理(運用)について ・ 基金の収益処理は一般会計予算を経るべきか ・ 第7条の条文の文言の一部削除について ・ 基金の繰替運用の規定を削除すべき ・ 寄附金の使途指定にアイスホッケーに関連した事業を加えるべき(同様の意見4件あり)

提出された意見等の検討結果 (検討経過・理由)	7月3日開催の庁議にて審議し、条例名称及びご意見に対する町の考え方について決定。「意見等の概要及び意見等に対する町の考え方」を参照ください。
決定した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の名称 「清水町いきいきふるさとづくり寄附条例」 ・ 原案を一部修正し、条例案を9月清水町議会定例会に提案します。 ※清水町いきいきふるさとづくり寄附条例(案) ※清水町いきいきふるさとづくり寄附条例施行規則(案) ※寄附金の使途指定事業(政策メニュー)の事業例

(3) 意見等の概要・検討結果のひな型

「〇〇」について提出された意見に対する考え方

- 1 意見募集期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
- 2 提出された意見の数 △件▲項目

【意見等の概要及び意見等に対する町の考え方】

No.	提出された意見等の概要	提出された意見等の検討結果
1		提出された意見等に対する町の考え方(検討経過・検討結果とその理由)
2		
3		
4		
5		

【決定した内容】

※ 実施結果について、広報しみずに掲載するほか、ホームページ、まちづくり情報コーナーにおいて公表する。意見提出用紙を配布していた場所においても、印刷物を置き公表する。

(4) 意見等の概要・検討結果の記載例（ホームページ・まちづくり情報コーナー用）

「(仮称) 清水町寄附条例（案）」について提出された意見に対する考え方

1 意見募集期間 平成20年5月15日～平成20年6月16日

2 提出された意見の件数 6名 13件 10項目

【意見等の概要及び意見等に対する町の考え方】

No.	提出された意見等の概要	提出された意見等の検討結果
1	皆さんに理解してもらい、納得して寄附していただくため、カタカナ言葉は極力さけるべき。	ご意見のとおり、寄附を希望する方のご理解のうえ、寄附していただきたいと考えていますので、わかりやすい表記に努めます。
2	条例施行規則第4条（寄附金の額）について 1口5000円は多いのではないかと。 1口3000円くらいが適当と思われる。	寄附は自主性と自発性が尊重されるべきでありますので、この条例により町政に関して多くの方に関心をもってもらい、寄附という行動によりまちづくりに参画する意義について理解していただくことが重要と考えます。 一方、財源の確保という目的もあり、一定程度の金額の目安を設定いたしました。ただし、ご意見のとおり寄附は善意によるものですので、5千円以下の金額についても「町長が認める場合」として受け付けさせていただく考えです。
3	この寄附条例は、ふるさと納税制度との関わりはあるのですか？	「ふるさと納税制度」は平成20年4月の地方税法改正により、今年度から導入されたものです。 寄附金控除はこれまでもありましたが、5千円を超える寄附から控除が適用され、次年度の住民税などから控除されるようになりました。 寄附条例に寄らない寄附についても、控除は同様に受けることができますが、町として積極的に寄付者の政策への参加と財源の確保を図るため寄附条例を制定したいと考えています。
4	第5条（基金の管理）について 基金は他の財源とは独立し、且、元本を確実に保全することが重要。「有利な方法により」とあるのは無用なリスクを招くこととなる。不十分な知識で「有利な方法」を選ぶことは基金運用の失敗につながる。	基金の管理は、歳計現金と区分したうえで、地方自治法第241条第7項により基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続き、歳計現金の出納若しくは保管の例により行います。 また、同法第241条第2項の「基金は条例で定める目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」との規定に基づき、基金の処分までの期間や利息を勘案し金融機関への預金や国債証券等の買入れにより、運用することが規定されています。この基金についても、他の財源と明確に区分し、リスクの伴わない有利な方法により管理をします。
	中略	中略
12	第2条（寄附金の使途指定等）について 経済が縮小期に入り、財政難であるほど遣り	主にアイスアリーナにおいて活動されているアイスホッケーは本町の歴史やまちづくりの特性のひとつ

	甲斐もあるので、官民共同の施策の窓口を開く意味において「アイスアリーナ振興事業」を追加すべき。	つとなっていることから、ご意見を踏まえ「アイスホッケーのまちづくり事業」を加えることとします。 基金による事業例については、 ・ 幼児、小中学生、高校生、一般のチームの育成強化 ・ 各種大会の開催及び出場への支援 などが想定されます。
13	第2条（寄附金の使途指定等）について アイスアリーナは清水町の財産であるとともに十勝のスポーツ施設として大事に活用すべき。町の財政運営が厳しいおり、官民共同の施策に取り組むため「アイスホッケーのまちづくり事業」を追加されたい。	清水町におけるアイスホッケーの歴史、現在の活動が本町のまちづくりの特性のひとつとなっていることから、ご意見のとおり「アイスホッケーのまちづくり事業」を加えることとします。 基金による事業例については、 ・ 幼児、小中学生、高校生、一般のチームの育成強化 ・ 各種大会の開催及び出場への支援 などが想定されます。

4 決定した内容

条例の名称を「清水町いきいきふるさとづくり寄附条例」とし、原案を一部修正し条例案を9月定例会に提案します。

※清水町いきいきふるさとづくり寄附条例（案）

※清水町いきいきふるさとづくり寄附条例施行規則（案）

※寄附金の使途指定事業（政策メニュー）の事業例

あなたの声を生かします

町民意見提出制度

○テーマ

- ・(仮称) 清水町寄附条例の制定について

○町原案等

- ・町が示す政策メニューに賛同する方の寄附を募り、その財源を活用して、個性豊かで活力あるまちづくりを推進するための条例制定を考えています。
- * 町原案は、役場1階まちづくり情報コーナー、役場2階企画課企画係、文化センター、図書館、御影支所、町ホームページでご覧いただけます。

○意見の提出方法など

- ・町原案に対するご意見を郵便、ファックス、電子メールにより文書で提出してください。持参する場合は下記または御影支所へ。
- ・意見提出は平成23年6月16日(月)までとします。

○意見の検討方法

- ・全てのご意見は、町が検討した上で8月15日(金)までに公表します。
- * 提出された方の住所・氏名等個人情報の公表はいたしません。

【意見提出・問合せ先】

089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2番地

清水町役場 企画課企画係

TEL: 0156-62-2114 FAX: 0156-62-5116

電子メール: iken@sun.town.shimizu.hokkaido.jp

掲示期限: 平成23年6月16日まで

(2) 町内配布用記載例

**(仮称)清水町寄附条例(案)について
ご意見を募集しています**

1 (仮称) 清水町寄附条例の制定の必要性

清水町として実施したい政策メニューを提示し、賛同する方から寄附を募ることで、新たな形のまちづくりへの参加と財源の確保により、寄付者の意向を反映した事業を推進し、個性豊かな活力あるまちづくりを実現するため、(仮称) 清水町寄附条例を制定したいと考えています。

2 (仮称) 清水町寄附条例の概要

(1) 名称 (仮称) 清水町寄附条例

(2) 寄附金の額

1口5千円とします。ただし、町長が認める場合はこの限りではありません。

(3) 寄附金の使途の指定等

条例第2条に①第九のまちづくり事業②地球環境・景観の保全事業③花で彩るまちづくり事業④次代を担う子どもたちの健全育成事業の4事業を政策メニューとして提示し、寄附者があらかじめ指定することができます。

(4) 寄附金の管理

寄附者から收受した寄附金を基金に積み立て適正に管理運営します。

(5) 基金の処分

条例第2条各号に規定する事業に要する経費に充てる場合に限って、基金の処分をすることができ、処分を行う際には「使途選定委員会」を設置し、意見を徴したうえで町長が決定します。

「使途選定委員会」は5名の町民を委員とすることを予定しています。

(6) 運用状況の公表

收受した寄附金の状況、基金の運用状況及び処分の状況について、年度ごとに広報紙及び町ホームページ等で公表することとしています。

3 意見提出用紙の備え付け場所 (提出様式は自由ですが、下記に提出用紙を用意しています。)

①役場1階まちづくり情報コーナー②役場2階企画課企画係③文化センター④清水町図書館⑤御影支所⑥ホームページ

4 意見の提出方法及び提出先

(1) 氏名又は団体名、住所 (又は所在地)、電話番号、年齢を記載し、文書又はファックスにより企画課企画係または御影支所に提出してください。

(2) 氏名又は団体名、住所 (又は所在地)、電話番号、年齢を記載し、電子メールを「iken@sun.town.shimizu.hokkaido.jp」へ提出してください。

(3) 氏名又は団体名、住所（又は所在地）、電話番号、年齢が記載されていない意見については無効としますので記載漏れにご注意願います。

5 意見及び条例名称の募集期間

平成23年5月15日（木）から平成23年6月16日（月）までの期間

6 意見提出者の範囲

満18歳以上の方とします。居住地に制限はありません。

7 提出された意見の取り扱い

- (1) 提出のあった意見の概要とそれに対する町の考え方を公表し、個別回答はいたしません。
- (2) 町は、提出された意見について総合的かつ多面的に検討し、最終的な意思決定を行います。
- (3) 町は上記の意思決定を行ったときは、速やかに次の事項を公表します。
 - ①提出された意見（または概要）
 - ②提出された意見の検討経過及び検討結果並びにその理由
 - ③決定した条例案の内容
- (4) (仮称) 清水町寄附条例の是非のみについての意見については、公表しない場合があります。
- (5) 類似した意見については、まとめて公表する場合があります。
- (6) 意見を提出された方の住所・氏名等個人情報の公表は一切いたしません。

8 意見及び検討結果の公表

平成23年8月15日までに町ホームページ、広報しみずなどで公表します。

9 北海道内における寄附条例制定市町村

平成16年	ニセコ町
平成17年	松前町、長万部町、沼田町、本別町、羅臼町
平成18年	福島町、中頓別町
平成19年	夕張市、新得町、更別村
平成20年	小樽市、稚内市、根室市、訓子府町

各自治体の寄附条例等については、役場1階まちづくり情報コーナーで見ることができます。

10 その他関連事項

この条例案は、今回の町民意見提出制度を用いて寄せられた意見を参考にして検討し、本年9月の定例町議会に提案する予定です。

町民意見提出制度 の実施結果をお知らせします

○テーマ (仮称) 清水町寄附条例の制定について

○提出された意見の件数 6名 13件 10項目

○提出された意見の概要と町の考え方 (抜粋)

提出された意見の概要	意見に対する町の考え方
寄附金の使途指定にアイスホッケーに関連した事業を加えるべき (複数の意見あり)	本町のまちづくりの特性のひとつでありますので、第2条(寄附金の使途指定等)に「アイスホッケーによるまちづくり事業」を加えることとしました。
1口5,000円は多いのではないかと金額を指定するのはなぜか	寄附の自主性と自発性を尊重いたしましたが、財源の確保という目的もあり、金額の設定をする。ただし、5,000円以下の場合であっても「町長が認める場合」として受付けさせていただきます。
第7条中「第1条に掲げる目的のため」には不要ではないか	文脈として意味が変わらないと判断し、削除することとしました。

○決定した内容

・町原案の一部修正し、9月定例議会に提案します。

提出された意見と町の考え方の詳細及び条例案については、役場1階まちづくり情報コーナー、下記の担当窓口、町ホームページでご覧いただけます。

【問合せ先】

089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2番地

清水町役場 企画課企画係

TEL: 0156-62-2111 FAX: 0156-62-5116

電子メール: kikaku@town.shimizu.hokkaido.jp

掲示期限: 平成23年9月30日まで

4-7 町民意見提出制度についてのチェックシート

(1) 意見募集までの手順

<input checked="" type="checkbox"/>	実施内容等
<input type="checkbox"/>	条例の制定改廃の場合は、法規審査委員会により審議し、条例案を決定する。 ～意見募集期間を1ヶ月以上確保するため、意見募集終了の2ヶ月以上前が望ましい。
◇	議会へ実施内容について、情報提供(適宜)
<input type="checkbox"/>	「〇〇に係る町民意見提出制度実施要領」を作成する。～職員マニュアル「協働の基」4-1及び4-2を参考に作成する。(4-4参照)
<input type="checkbox"/>	使用料や手数料の徴収にかかる部分は、町民意見提出制度の対象としない。～別途「使用料審議会」で意見を聞くこととなる。条例の内容に手数料等が含まれている場合は、町民意見提出制度を実施する際に注記する。
<input type="checkbox"/>	「〇〇に係る町民意見提出制度実施要領」の決定書について、総務課情報統計係・企画課広報広聴係・企画課企画係の合議。その他資料等の配置場所の担当課の合議。
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」4-5町民意見提出制度ホームページ掲載ひな型により、テーマの周知【実施内容】を作成し、「広報誌掲載依頼書」及び「ホームページ作成(発信)依頼書」に添付し、広報広聴係、情報統計係に提出する。(Wordで作成し、別途Eメール又はFDなど、データの提供をする) (毎月20日頃が翌月発行の広報及びお知らせ版の掲載依頼の締め切り) ※「ホームページ作成(発信)依頼書」は、SKYボードTOPページにある「ネットワーク利用上の注意事項」→「コンピュータネットワーク利用規定」に掲載されている。
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」4-6町民意見提出制度掲示板掲示物の記載例(1)テーマの周知等を参考に、掲示板用の実施結果を作成し、企画課企画係に提出(データで提出)
<input type="checkbox"/>	対象事業等の案、意見の提出用紙、参考資料等を役場1階「まちづくり情報コーナー」、御影支所、文化センター、図書館などに配置する。
<input type="checkbox"/>	新聞社などに情報提供し、意見募集について周知を行う。

(2) 提出のあった意見の検討結果公表までの手順

<input checked="" type="checkbox"/>	実施内容等
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」5「内部検討の心構え」により、提出された意見について町の考え方の検討を行う。
<input type="checkbox"/>	提出された意見等を踏まえ、最終的な意思決定を行う。(意見募集終了から1月以内)
<input type="checkbox"/>	上記の決定書について、総務課情報統計係・企画課広報広聴係・企画課企画係の合議
<input type="checkbox"/>	「意見等の概要」「意見に対する町の考え方」「決定した内容」について、職員マニュアル「協働の基」4-5(2)の【実施結果】、(3)意見等の概要・検討結果のひな型を参考に作成し、「広報誌掲載依頼書」及び「ホームページ作成(発信)依頼書」に添付し、企画課広報広聴係、総務課情報統計係に提出する。(Wordで作成し、別途Eメール又はFDなど、データの提供をする)
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」4-6(2)の印刷物を、役場1階「まちづくり情報コーナー」、御影支所、文化センター、図書館などに配置する。
<input type="checkbox"/>	職員マニュアル「協働の基」4-6町民意見提出制度掲示板掲示物の記載例(3)実施結果を作成し、企画課企画係に提出(データで提出)
<input type="checkbox"/>	新聞社などに情報提供し、実施結果について周知を行う。